

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 国立大学法人浜松医科大学行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 2 本学の課題

- (1)管理職を希望する女性職員が少ないこと
- (2)年次有給休暇の取得率が低いこと

### 3 目標と取組内容・実施時期

目標 1 女性管理職割合15%以上を維持する。

《取組内容》 令和7年4月から順次実施

- ・ 管理職も含めたワーク・ライフ・バランスやマネジメントに関する意識啓発としての研修を、年に1回以上開催する。
- ・ 客観的、多樣的評価に基づいた管理職登用に努める。

目標 2 年次有給休暇取得率を55%以上にする。

《取組内容》 令和7年4月から順次実施

- ・ 年休取得状況の把握し、取得率の低い部署への周知・取得を促す。
- ・ ゴールデンウィークや夏季の特別休暇、連休前後との年次有給休暇取得を推奨し、長期休暇の取得促進を図る。
- ・ 管理監督者が率先して年次有給休暇を取得するなど、各部署において年次有給休暇を取得しやすい環境整備を図り、年次有給休暇取得の促進を図る。